

災害時における浄化槽の緊急点検等に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時における浄化槽の緊急点検等に関して、大阪府（以下、「甲」という。）が一般社団法人大阪府環境水質指導協会（以下、「乙」という。）に協力を求めるにあたって、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害をいう。

2 この協定において「協力」とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 避難所の浄化槽の緊急点検等
- (2) 浄化槽に関する住民相談窓口の設置

(協力の要請)

第3条 甲は、府内の被災市町村から避難所の浄化槽の緊急点検に関する協力要請があったときは、乙に対し協力を要請するものとする。

2 甲は、浄化槽に関する住民相談窓口の設置が必要であると認めるときは、乙に対し協力を要請するものとする。

3 前2項の規定による乙への協力の要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭または電話等により行い、その後速やかに文書を送付するものとする。

(協力の実施)

第4条 乙は、協力の要請を受けた場合は、可能な範囲でこれに応ずるものとする。

(被災市町村との協議)

第5条 被災市町村と乙は、協力の内容、方法等について、必要に応じ相互に協議し、確認するものとする。

(実施報告)

第6条 乙は、第2条に規定する業務を終了したときは、速やかに文書で報告するものとする。

(経費負担)

第7条 第2条に規定する業務に要する経費は、乙が負担するものとする。

(連絡窓口)

第8条 この協定に伴う事務は、甲においては大阪府健康医療部環境衛生課、乙においては一般社団法人大阪府環境水質指導協会事務局を窓口として行うものとする。

2 甲の組織に変更が生じた場合、前項に規定する甲の事務は、変更後の浄化槽を所管する組織を充てるものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項またはこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成 年 月 日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両当事者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 大阪府
知事 松井 一郎

乙 一般社団法人 大阪府環境水質指導協会
会長 辻 精一郎